

# 産業廃棄物運搬への御協力のお願い

青森県では、県境不法投棄産業廃棄物を平成24年度までに全量撤去することを基本としています。平成16年度から平成18年度までを一次撤去として、産業廃棄物がゴムシート上にあり、掘削により周辺環境に影響のない部分から撤去を始めます。

産業廃棄物の運搬に当たっては、交通安全に十分気を付けて行いますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

## 1 一次撤去計画について（平成16年度～平成18年度）

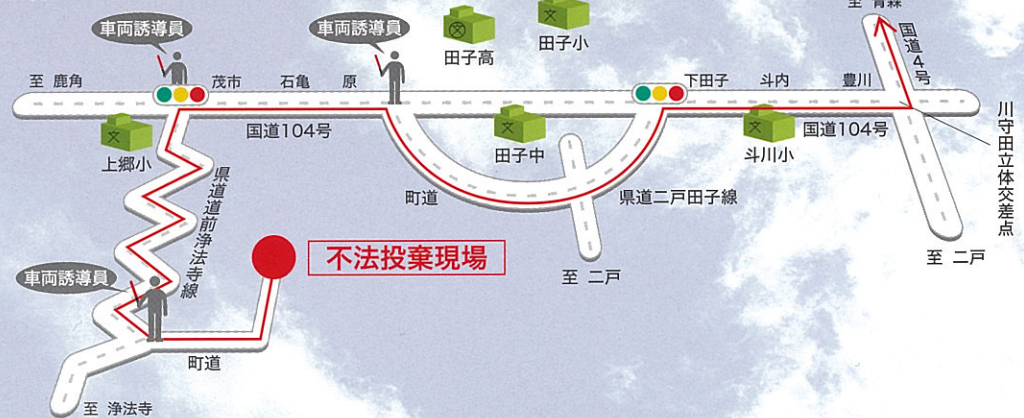
一次撤去では、3年間で産業廃棄物（全体量67万1千m<sup>3</sup>）のうち9万6千m<sup>3</sup>を撤去する計画です。

- 1 運行時間は、通学時間帯を避けて、午前9時を過ぎてからとします。
- 2 運搬台数は、1日当たり約21台（片道）で、3～4台を1グループとし30分間隔で通行します。
- 3 運搬日は、土曜、日曜及び祝日を除いた、月曜から金曜までです。
- 4 産業廃棄物が外部に漏れないように、性状に応じた特殊車両を使用します。

[運搬車両の例]



### 5 通行ルート



## 2 交通安全対策

- 1 交通安全マップにより国道104号沿いの通学路、バス停、学校などの場所を示し、運搬車両の運転者に特に注意して運転させます。
- 2 運搬車両誘導員を3カ所に配置します。
- 3 農耕車両を含む一般車両の通行を優先し、スクールバスや患者送迎用バスを追い越しません。
- 4 歩行者や対向車への注意喚起のため、ライトを常時点灯して走行します。
- 5 集落内の歩道のない箇所、見通しの良くないカーブや交差点などでは減速して走行します。

## 3 ご意見・ご要望等の連絡先

- 青森県特別対策局県境再生対策室 ☎ 017-734-9263
- 県境再生対策室現地事務所 ☎ 0179-20-7044
- 田子町産廃不法投棄対策室 ☎ 0179-32-3111

お配りした反射材をご活用下さい

運搬車両は夜間は通行しませんが、反射材を身近なものに貼り付けておくと、自動車のライトを反射して運転者からよく見え、交通事故の防止に効果的です。お配りした反射テープを傘、靴、鞆、自転車などにお貼りください。

青森県特別対策局県境再生対策室